

第一章 松根油

- 別紙第一 松根油等緊急増産対策措置要綱（昭一九一〇、二三）
次官會議決定
- 第二 松根油等擴充増産對策措置要綱（昭三〇、三）閣議決定
- 第三 松根油等擴充増産ニ關スル陸軍、海軍、農商三省申合事項（昭二〇、四二〇）
- 第四 松根乾溜釜擴充計畫
- 第五 陸海軍支援分擔地區
- 第六 陸軍支援地域内ニ於ケル航空兵器總局松根油採油ニ關スル件（昭三〇、五二二）
- 第七 航空部隊ノ松根油増産協力要領
- 第八 昭和二十年第一四半期松根油各縣生産割當
- 第九 昭和二十年松根油生産實績及豫定
- 第十 松根油關係燃料生産目標
- 第十一 陸軍燃料本部隸下部隊一覽表
- 第十二 松根油取得經路
- 第十三 松根油取得經路圖
- 第十四 松根油用容器充當計畫

第十五	松根油精製ニ使用スル石精工場一覽表
第十六	松根油精製工場一覽表
第十七	石油精製工場ニ依ル松根油精製工場建設計畫
第十八	第二章 松脂緊急増産ニ關スル件
第十九	陸海軍松脂支援地域中央協定
第二十	生松脂精製工場所在場所一覽表
第二十一	第三章 樟腦、樟腦油緊急増産對策措置要綱(昭二〇、三二〇 閣議決定)
第二十二	製腦各縣別設備計畫
第二十三	第四章 苧麻緊急増産對策措置要綱(昭二〇、五二〇 次官會議決定)
第二十四	苧麻生産割當表
第二十五	昭和二十年度産苧二搾油工場一覽表
附録	陸軍部隊ノ陸軍裁制ニ關スル件
第二十七	亞炭埋藏量及生産実績表

別紙第一

松根油等緊急増産對策措置要綱（昭和十九年十月二十五日
官會議決）

第一方 針

皇國決戰ノ現段階ニ對處シ山野ノ隨所ニ放置セラレアル松根ノ徹底
的動員ヲ圖リ簡易ナル乾溜方法ニ依ル松根油ノ飛躍的増産ヲ期スル
ハ刻下極メテ喫緊ノ要務ナルヲ以テ、皇國嶺山漁村民ノ有スル底力
ヲ最高度ニ結集發揚シ以テ本事業ノ緊急完遂ヲ企圖シ皇國戰力ノ充
實増強ニ寄與セントス

第二措 置

- 一 本事業達成ノ爲左ノ措置ヲ講セントス
- 一 松根及松根油ノ生産ハ地方長官ノ責任制トスルコト
- 二 松根生産ノ責任實行者ハ全國農業經濟會系統農業團體トシ、松根
油ノ製造ハ全國農業經濟會系統農業團體ヲシテ之ニ當ラシムルノ
外從來ノ企業者ノ積極的活用ニ俟ツモノトスルコト
- 三 但シ需要者側ノ自家用生産ニ付テハ國家統制ノ下ニ之ヲ認ムルコ
ト
- 三 松根ノ生産ニ必要ナル勞務ニ付テハ農山漁村民ノ勞力ヲ以テ之ニ

充ツルノ外必要ニ應シ學徒及非農家ノ動員ヲ考慮スルコト

尙農山漁村民ノ動員ニ付テハ食糧、薪炭及木材ノ増産ニ努メテ支

障ヲ與ヘサル様萬全ノ措置ヲ講スルコト

四 本事業遂行ニ必要ナル系統農業者團體ノ所要要員並ニ松根油製造工

場ノ所要要員確保ニ付特段ノ措置ヲ講スルコト

五 所要ノ資材及工作力ハ各省協力シテ之ヲ確保ヲ爲スルコト

六 松根及松根油ノ優先輸送ニ付特段ノ措置ヲ講スルコト

七 本事業實施ハ爲必要ナル豫算的措置ヲ講スルコト

一 本事業實施ニ關シ農商省内ニ關係各省並ニ關係團體ヨリ成ル中央

松根油緊急増産協議會ヲ設ケ、各都道府縣ニ地方松根油緊急増産

協議會ヲ設ケ、各都道府縣ニ地方松根油緊急増産協議會ヲ設ケ、

二 松根油ノ價格ニ付テハ之ヲ増産ニ對處シ之ヲ適正ヲ期スルコト

三 松根ノ生産ニ付全國森林組合聯合會系統團體ヲシテ之ニ協力セシ

ムルコト

四 本件ハ外地ニ於テモ強力ニ實施スルコト

五 植、一トハ等ニ於テモ本事業ニ準シ實施スルコト

別紙第二

松根油等擴充増産對策措置要綱

第一方

針

戰局ノ推移ハ松根油ノ増産ニ關スル既定計畫ノ完遂ノミニ止ムルヲ許ササルモノアルニ鑑ミ速カニ擴充増産對策措置ヲ強化シ以テ國內、液体燃料ノ確保増強ヲ圖ラントス

第二方

第一、松根ノ外ヒバ、檜ノ根、針葉樹ノ枝葉樹皮等ヲモ本増産ノ對策トスルモノトス

ナスコト

- 一、松根ノ外ヒバ、檜ノ根、針葉樹ノ枝葉樹皮等ヲモ本増産ノ對策トスルモノトス
- 二、所要勞務ニ付テハ農山漁村所在勞務ヲ動員スル外農業出身工場勞務者ノ歸農、農家ノ子弟タル國民學校卒業者ノ確保、中等學校學徒動員ノ強化等ノ方策ヲ講シ以テ不足勞務ノ補填ヲ圖ルコト
- 三、松根所在町村ニ對シ所要ノ乾溜釜ヲ速カニ設置セシムルコト
- 四、所要資材及工作力並ニ輸送ハ各省協力シテ迅速適確ナル確保措置ヲ講スルコト

五、清製七、場ノ急速整備ヲ圖ルコト
 六、本要綱實施ノ爲必墾ニ成ル爲至時措置ヲ講スル事トシテ、
 七、價格ノ機動的措置ヲ講スルコト
 八、
 九、
 十、

備
 一、松根採掘跡地ノ處理ニ付テハ、國土保安上時段ノ注意ヲ要スルコト
 二、松脂ニ就テモ本要綱ニ準シ極力増産ヲ企圖シ、其ノ増産分ハ液体燃料
 料用ニ限向ケル期ク措置スルコト
 三、本件ハ外地ニ於テモ彈力ニ實施スルコト
 四、
 五、

松根油等類充増産対策措置要綱實施方策（二〇三二五）次官會議決定

第一、
 第二、
 第三、
 第四、
 第五、
 第六、
 第七、
 第八、
 第九、
 第十、

第三 勞務ノ動員

スル原油ヲ凡テ松根油ト同一ニ取扱フコト
一 松根採掘ニ要スル人員ハ農業従事者、林業従事者、學徒學童非農家等ノ動員ニ依ルモ其ノ不足勞務ニ付テハ右ノ措置ヲ講シ之カ確
確保ヲ圖ルコト

二 工場事業場等ノ勞務申農業要員タルヘキ資格ヲ有スル者ヲ歸村
セシムルコト

三 農村地方ニ於ケル中等學校學徒ヲ農業勞務ニ通年動員スルコト

四 國民學校ノ本年卒業者中農家ノ子弟タル者ヲ農業ニ殘留セシム
ルコト

尙松根油生産技術指導機關タル全國總協及系統農業團體ノ一定職

員ニ對シテハ可及的確保ヲ圖ルコト

第四 資材ノ確保

一 新規増設ヲ要スル貯溜釜ハ軍ニ於テ至急製作スルコト

二 貯溜釜ノ附帶的資材タル土管、煉瓦、石灰、セメント、パイプ、

石灰、釘、木材等ノ所要量ヲ確保スルコト

三 農機具ノ確保ヲ期スル爲鋼材、特殊鋼、木材、釘等ノ所要量ヲ確

保スルコト

四 容器（ドラム罐）ノ適格ナル配給ヲ爲スコト

五 前各號ノ資材ハ凡テ松根油ト共ニ軍事輸送トシ優先扱トスルコト

（参考） 資材ノ現物化

資材ノ現物化ニ付テハ原則トシテ軍ニ於テ行フモノトス但シ農機

具、土管（鑿ヲ含ム）等ニ付テハ左ニ依ルコト

ノ農機具ニ要スル資材ハ軍ニ於テ現物化シ鋸、鉋、斧、鋸ノ製作ニ

付テハ軍ニ於テ擔當スルコト

又土管ノ製作箇所ニ付テハ農商省ト協議スルコト

二 又木材ニ付テハ農商省トス

第五 松根油生産並ニ集荷實行主体

松根油ノ生産並ニ集荷ヲ全農經系統農業團體ニ一元的ニ歸續セシムルコト

全農經系統農業團體ハ從來ノ統制組合員其ノ他有ユル設備ノ所有者

ヲ積極的ニ生産ニ協力セシメ増産ノ確保ヲ期スルコト

六 精製業ノ整備

製業ノ整備ニ付テハ農商省ニ於テ別途急速措置スルコト

第七 價格及豫算的措置

- 一、松根油ノ價格ニ付テハ之カ増産ニ寄與スル如ク其ノ適正ヲ期スル
コト共ニ必要ナル豫算的措置ヲ講スルコト
- 二、勞務勤員費、松根松掘跡地補填費、團體活動費、鑛業費等ニ對シ
必要額ヲ國庫補助スルコト

備 考

- 一、本案實施ノ爲農商省ニ專任指導官ヲ設置シ現地指導ニ當ラシムル
コト
- 二、地方廳毎ニ松根油ニ關スル事務ヲ擔當スル機構ノ強化ヲ圖ラシム
ルコト

別紙第三

松根油等擴充増産ニ關スル陸軍、海軍、農商三省申合事項 (二〇、四二〇)

一、陸海軍現地部隊ノ直管取扱ニ關スル件

△陸海軍ノ現地部隊ニ依ル乾溜釜ノ自活ノ爲ニスル直管ハ基数ヲ限
リ一定條件ノ下ニ之ヲ認ムルコト

△設置條件左ノ如シ

- (イ) 陸軍部隊ニ付テハ軍管區毎ニ海軍部隊ニ於テハ鎮守府毎ニ一定ノ釜數ヲ限定スルコトトシ右設置ハ陸軍部隊ハ△支援地區ヲ主トシ海軍部隊ハ△支援地區ヲ主トスルコト
- (ロ) 釜ノ地區別設置概數ヲ中央ニ於テ限定スルコト左ノ通

北海道	地方行政協議會地區	十五	十五
東北	信越	十五	十五
關東	北陸	十五	十五
東海		十五	十五
近畿		十五	十五
中國		十五	十五
四國		十五	十五
九州		十五	十五

(イ) 現地部隊ノ直管釜ノ各都道府縣別設置數及松根供給方法ニ付テハ地方行政協議會ニ於テ軍管區及鎮守府ト協議ノ上之ヲ決定スルコト尙右決定ニ基キ現地部隊ハ地方長官ト協議シテ設置場所松根供給方法、勞務、資材等松根油生産ニ關スル具体的事項ヲ決定スルコト

(ニ) 設置場所ハ原則トシテ軍用地トシ既設釜ノ買收借上ノ委託經營其ノ他之ヲ定メル方法ニ依ル既設釜ノ管理ハ之ヲ認メサルコトト

(三) 現地部隊直管生産ノ松根油ハA・B・夫々ノ物動計畫量ニ算入スルハ勿論生産縣ノ責任生産量ヲ算入スルコト

尙其ノ生産品ノ處分ニ付テハ地方長官ニ連絡ノ上陸軍及海軍ニ於テ決定スルコト

(四) 部隊直管生産ニ要スル資材ハ全テ陸海軍ニ於テ自給スルコト尙現地調達ヲ行フ場合ニアリテハ地方長官ト協議ノ上之ヲ行フ

(五) 軍直管釜ハ都道府縣設置計畫ニ導入スルコト

六 航空兵器總局協力ノ松根油生産取扱ニ關スル件

本件ハ陸海軍省ヨリ之ヲ認メサル旨軍需省ニ回答スルト共ニ其ノ旨地方長官ニ指示スルコト 尙別ニ陸海軍責任者ヨリ航空兵器總局ニ請

三、容器ノ不足對策

本件ニ付陸海軍省ハ地方行政協議會及地方長官宛左ノ諸事項ヲ實施スル様通牒スルト共ニ全農經系統團體ニ右ニ對シ關係各ト連絡ノ上之ヲ徹底セシムル措置ヲ講スルコト 尙陸海軍モ末端系統廳マ

ノ際退藏物資遊休物資動員ニ依ル確保ニ付テハ地方行政協議會幹旋ノ下ニ地方廳之ヲ確保スルコト

ニ一定集荷場ニ貯藏槽ヲ全農經系統團體ヲシテ設置セシムルコト

3. 代用容器(木樽等)ノ製作使用既製容器ノ活用ヲ計ルコト此等容器ハ軍ニ於テ買上タルニ付右措置ニ付地方廳ハ關係方面ト連絡スルコト

4. 軍ニ於テ容器修理班ノ派遣、巡回ヲ爲サシムルニ付地方廳 出先軍ト連絡スルコト

四、計畫量ノ充實ノ整備充實ニ關スル件

A 支援地區トB 支援地區ノ設置釜數ノ不均衡ニ付テハAニ於テ釜ノ整備ヲ圖ルト共ニA B間ノ調整ヲ農商省ニ於テ行フコト
尙農商省ハ釜ノ手配ツクモノヨリ當該地方ニ對シ逐次設置方指令ス
ルコト

五 乾溜釜ノ拂下（無償交付）ニ關スル件

築釜費ニ付農商省ハ全額補助實現方ニ付大藏省ニ要求スルコトトシ
右實現不可能トナリシ場合ハ陸海軍ハ乾溜釜及耐燬品並ニ釜底部網
及火床材ヲ農商省ニ保管轉換ノ上農商省ヨリ設置者ニ對シ無償交付
スルコトトス

六 釜建設副資材ノ整備ニ關スル件

ノ土管ニ付テハ農商省ニ於テ縣別製作箇所及數ヲ決定ノ上陸海軍及
地方廳ニ通知スルヲ以テ軍ハ至急當該府縣ト連絡ノ上製作ニ着手
シ製作完了ノ都度全農經ニ拂下クルコト

又農器具ニ付テハ農商省ハ決定シタル製作工場ヨリ至急製作完了濟
リモノヨリ所定量ヲ現地ニ發送手配スルコト

又其ノ他ノ資材ノ内中央手配ノ約束済ノモノニ付可及的速カニ現地
到達ヲ圖ル様常時關係方面ニ連絡スルコト

4 海産物未採取物資ノ品質ニ係リ與ニ設備ノ質ヲ關シ検査監督ヨリ指
示スルコト

5 検査機関ノ收納検査ヲ關スル件

收納検査ハ單ニ於テ之ヲ行フモノナラズ其ノ運用ニ係リハ左ニ依ル
コト

1 中國、四國、親湯、露邦、石川、富山、福井ニ付テハ検査ハ區ニ
之ヲ委託シ集荷所又ハ山元ニ於テ之ヲ行フコト

2 其ノ他ノ地方ニアリテハ検査ハ全農經ニ之ヲ委託シ山元ニ於テ之
ヲ行フコト

3 全農經ノ行フ生産検査ハ全農經ノ定ムル新ニ依ルコト

4 精製業者ノ整備活用ニ關スル件

1 精製業者ノ利用区分

(A) 精製工場ハ改メテ之ヲ工場毎ニ統揮用ト其ノ他用（一般用）ト

ニ區分シ明確スルコト

(B) 統揮用ト一般用ト工場ヲ至急決定シ統揮用ハA日所管トシ一般

用ハ農商省所管トスルコト之カ變更ハ所管者ト協議ノ上進行フコ

2. 精製工場ニ付スル松根油及同精製品ノ配給指示

(イ) 同省ハ各地方廳ニ對シ航揮用上ノ松根油ノ配給計畫ヲ

決定シ指示スルモノトス

(ロ) 精製品ノ配給指示ハ航揮用ニ付テハAヨニ於テ一般ニ付テハ需

要省ト協議ノ上農商省ニ於テ之ヲ爲スモノトス

3. 精製ニ要スル資材

(イ) 精製ニ要スル資材ハ之ヲ物動計畫ニ組み入レ所管省ニ於テ確保

スルコト

(ロ) 「ドラム」罐ハ輸送責任廳ニ於テ準備スルコト

4. 日本松根油統制組合及地方松根油統制組合ノ處理

(イ) 日本松根油統制組合ハ之ヲ解散シ別ニ關係各省係留並ニ全農經ハ

及松根油一般用精製業者ヲ以テ松根油統制協同會ヲ設定ス

ルコト

右協議會ハ精製技術ノ向上並ニ資材原油ノ配給ヲ圓滑ナラシムル

ニ必要ナル事務連絡ヲ行フコト

★價格改定ニ關スル件

全農經ノ検査ニ合格シタル左記品名ノ價格左ノ如シ

原油

三六圓五〇錢

取込原油

二八圓七〇錢

ターブル油

三三圓五〇錢

ローブターブル油

三三圓〇〇錢

混合原油(ターブル油)

二八圓二〇錢

2. 檜根楮根又ハ針葉樹ノ枝葉ヲ乾溜シタル油ノ生産費補償費等生産

(1) 確保ヲ圖ル爲ニ聯合ル出荷獎勵金限全農経営費補助タル事ヲ得ル

右ハ乾溜工場ヨリ最寄場ヲオムニ至ル迄ノ運賃諸掛ノ外ノ生

産補償等ニ要スル賃金ヲ考慮シテ定ムルモノトスルコト

十樺太、北海道地区ノ陸海軍支援ニ關スル件

北海道ニ於ケル支援分擔區域左ノ通トスルコト

陸軍 補給、上川、十勝、網走ノ各部

海軍 檜山、渡島、釧路、日高、空知、留萌、網走、訓路、根室、後志

2. 樺太ノ開發ニ於テハ陸海軍共ニ適宜行フコトトシ其ノ旨農商省ヨ

リ、各都道府縣ニ於テ費用スル生産量ノ五%ノ取扱指導ニ關スル件

六、地方長官が生産量ノ五%ノ油ヲ地方ニ於テ有效ニ使用セシトスル
 場合ハ使用先、使用方法ヲ農商省ニ協議スルコト
 七、農商省ハ其ノ使用先ヲ検討スルト共ニ精製ヲ要スル場合ニ於テハ
 其ノ精製場所等ヲ指示スルコト
 八、全農經ノ生産集荷一元化ニ關スル件
 一、日本松根油統制組合ト陸海軍ト納入契約ハ三月三十一日限りトシ
 之ヲ更新セサルコト
 二、日本松根油統制組合ハ五月一日解散スルモノトシ之ニ關スル指示
 ヲ農商省ヨリ關係者ニ傳達スルコト
 三、松根油ノ集荷ハ全テ全農經ニ於テ之ヲ行フモノトシ今直ニ右ニ依
 ルチ可トセサル地方ニ在リテハ松根油統制組合ト縣農業會トノ二
 本連ノ集荷ヲ行フコトトスルモ右地方ニ在リテモ最終納入ハ全農
 經ヲ通シ之ヲ行フコト
 四、全農經ノ集荷一元化ニ伴ヒ全農經及其ノ系統団体ノ活動ヲ活發強
 カナラシムル様農商省ハ指示スルコト
 十五、自家生産ノ取扱ニ關スル件
 農商省ニ於テ認容セル左記自家生産者名簿ヲ地方廳ニ傳達スルモ

ノトシ右以外ノ自家用生産ハ別ニ通達ナキ限り之ヲ認メサルコト

記

一、日東工礦業株式会社内野工場 (二基) 新潟縣西蒲原郡内野町

一、王子製紙株式会社 中津工場 (二基) 岐阜縣惠那郡中津町

一、日東工礦業株式会社新潟工場 (八基) 五基 新潟縣佐渡郡加茂村
三基 新潟縣北蒲原郡築地村

一、日本タイヤ株式会社萩製油工場 (二基) 山口縣萩市

一、日本タイヤ株式会社久留米工場 (三基) 福岡縣久留米市

十四、特配物資其ノ他生産則戦ニ關スル件

一、農商省ハ松根油増産操作ニ要スル日用品ヲ生産者ニ交付スルコト

二、陸海軍ハ特ニ左記數量ノ物資ノ確保ヲ爲手持品ヲ農商省ヲ通シ供

給スル様努力スルコト

イ 地下足袋一、一九万足 ロ 軍手一、一九万双 ハ 作業衣一、一九万着

十五、國有林ノ直營ニ關スル件

一、國有林ハ二千基ヲ直營スルコト

二、直營ニ要スル資材ハ軍ニ於テ之ヲ供給スルコト

三、生産油ハ之ヲ軍ニ供出スルコト 但シ營林局ノ各種事業ノ進捗ニ

支障ヲ來スヲ防止スル爲一定量ノ原油ノ營林局使用ヲ認ムルコト

十六 燃 扱ノ業者ニ對スル徹底ニ關スル件

各輸送關係者ニ對シテ燃 扱送ノ優先取扱ヲ徹底セシムル様陸海軍農
商省關係局長連名ヲ以テ逕通省ニ對シ要請スルコト

十七 四半期配給量ノ決定ニ關スル件

農商省ハ松根油ノ生産割當ヲ爲スト共ニ至急地方廳ニ對シ任向先配
給量ヲ指示スルコト

十八 松根油増産者表彰ニ關スル件

昭和十九年度ニ於テ松根油ノ増産ニ挺身之ニ當リ其ノ實績各生産
者ノ範タルモノニ團體及個人ニ對シ農商、陸海軍大臣ヨリ表彰
狀ヲ授與スルコト 尙之ニ準スル者ニ對シテハ地方長官ニ於テ表
彰スルコト(副賞ハ全長經ヨリ交付スルヲ認ム)

昭和二十年年度ニ於テモ同様表彰スルコト

昭和二十年四月二十一日

松根乾溜釜備充計畫

陸軍	支援地區		計	海軍		支援地區	計
	第一次	第二次		第一次	第二次		
縣別	第一次	第二次	計	第一次	第二次	計	
新瀉	三七二	三三〇	七〇二	二五六	三七六	六二二	
長野	六〇〇	四〇〇	一,〇〇〇	四六七	九七一	一,四三八	
富山	六二	二六〇	三二二	二四七	四三二	六七九	
石川	三二三	二六〇	五八三	一四二	八四二	九八四	
岐阜	二六四	五〇〇	七六四	三〇〇	五五三	八五三	
靜岡	三二八	三三〇	六五八	五九九	八六七	一,四六六	
愛知	一八六	一八〇	三六六	四一〇	九六二	一,三七二	
三重	三八〇	三五〇	七三〇	二七七	八五一	一,一二八	
福井	一八〇	二九〇	四七〇	一九八	四三五	六三三	
滋賀	二一〇	二四〇	四五〇	九〇	六三九	七二九	
京都	二四八七	二一〇	六九七	三三一	七〇三	一,〇三四	
大阪	一五一	一四〇	二九一	二八	三七五	四〇三	
兵庫	六〇〇	四七〇	一,〇七〇	九三	三三九	四三二	
奈良	一八六	二八〇	四六六	三一三	三三〇	六四三	
和歌山	二〇一	三三〇	五三一	二一一	五〇七	七一八	
福岡	二五四	二二〇	四七四	五三二	一,六七八	二,二一〇	
佐賀	一三八	一三〇	二六八	四六五	一,八六七	二,三三二	
長崎	二五二	一四〇	三九二	六〇〇	二,一三八	二,七三八	
熊本	五四八	三三〇	八七八	五〇三	一,五一九	一,〇二二	
大分	四三三	三六〇	七九三	二八四	七〇四	九八八	
宮崎	二四八	二五〇	三九八	四三五	一,八一〇	一,九四五	
鹿児島	三一〇	二〇〇	五一〇	四七五	一,三六〇	一,七三五	
北海道	二〇〇	五〇〇	七〇〇	三二八	一,〇八四	一,四一二	
朝鮮	五〇〇	二五〇〇	三〇〇〇				
滿洲		二〇〇〇	二〇〇〇				
計	六七一三	六,一〇〇	一,二八一三	七,二八七	二〇,二四二	二七,五二九	

一、北海道二、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 二、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 三、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 四、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 五、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 六、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 七、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 八、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 九、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 一〇、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 一一、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 一二、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 一三、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 一四、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 一五、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 一六、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 一七、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 一八、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 一九、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 二〇、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 二一、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 二二、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 二三、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 二四、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 二五、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 二六、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 二七、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 二八、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 二九、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 三〇、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 三一、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 三二、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 三三、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 三四、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 三五、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 三六、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 三七、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 三八、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 三九、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 四〇、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 四一、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 四二、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 四三、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 四四、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 四五、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 四六、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 四七、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 四八、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 四九、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 五〇、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 五一、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 五二、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 五三、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 五四、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 五五、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 五六、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 五七、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 五八、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 五九、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 六〇、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 六一、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 六二、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 六三、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 六四、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 六五、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 六六、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 六七、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 六八、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 六九、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 七〇、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 七一、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 七二、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 七三、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 七四、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 七五、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 七六、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 七七、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 七八、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 七九、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 八〇、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 八一、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 八二、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 八三、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 八四、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 八五、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 八六、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 八七、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 八八、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 八九、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 九〇、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 九一、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 九二、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 九三、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 九四、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 九五、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 九六、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 九七、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 九八、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 九九、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、
 一〇〇、其ノ他ニ奉還銀三〇〇、

別紙第五

陸海軍支援分擔地

一、内地

陸軍——東海、近畿、九州各地方總監府地區及新潟縣

長野縣

二、北海道

海軍——其ノ他ノ地區
陸軍——網走、上川、十勝、石狩

三、樺太

陸海軍適宜支援ス

四、朝鮮

陸軍——江原、慶尙、京畿、忠清北、忠清南、全羅北各道
海軍——其ノ他

別紙第六

陸軍支接地區内ニ於ケル航空兵器總局松根油採油ニ關スル件

昭和二十年五月十二日

陸軍省軍務局戰備課
陸軍省燃料本部

軍需省航空兵器總局輸送部

首題ノ件左ノ通り打合せス

左記

一、要旨

1 本協定ハ陸軍航空兵器總局（言下軍需會社ヲ含ム以下同シ）間ニ於テ實施シ第一。四半期（要スレハ第二。四半期）ノ暫定的ノモトス

2 航空兵器總局ノ實施スル松根油ノ生産ハ農商省及陸軍ノ統制下ニ行フモノトス
之カ爲現ニ陸軍トシテ支援シテ農業者、全農經系統並軍直營ノ

二、要領

施策ヲ妨害セザルコトトシ若シ阻害作用ヲ生スル場合ニハ其ノ施設ハ之ヲ接收スルモノトス

3 生産原油中航空揮原料ハ軍ニ於テ收納ス但之カ代替品ノ交付ハ考慮ス

1 A 支援地區ニ於ケル航空兵器總局ノ松根油ノ生産ハ乾溜釜ノ數、設置場所及松根取付地域ヲ限定シテ之ヲ承認ス

（A 支援地區内ニ配置スル釜ハ取敢スニ〇〇〇釜ニ限定シ配置スヘキ地區ハ長野、愛知、岐阜、静岡、三重、奈良、兵庫、熊本、ノ八縣トス 細部ニ關シテハ別途協議ス）

2 松根油ノ生産ニ方リテハ航空兵器總局自カヲ以テ松根ノ探掘、輸送、乾溜ヲ實施スルヲ原則トス 此ノ際特ニ農業者等地方機關トノ間ニ誤解、摩擦ヲ生セサル如ク考慮ス

3 航空兵器總局松根油生産班ハ航空揮發油ノ増産ニ全面的ニ燃料本部ニ協力ス

之カ爲生産原油ハ全ク燃料本部指定ノ精製工場ニ送附シテ委託精

製スルモノトス

燃料本部ハ航空兵器總局實施ノ乾溜工場毎ニ最寄精製工場ヲ指定シ且搬入セラレタル原油ヲ精製ス而シテ中間精製ニ於テ得タル航揮原料ハ之ヲ收納シ航空兵器總局ニ對シ相當量ノ代替品ヲ交付スルモノトス

4 航空兵器總局ハ管下各軍需會社ニ於テ個々ニ實施シツ、アル松根油ノ生産ヲ遠カニ輸送部松根班ニ接收スルモノトス

5 松根油生産ノ主眼ハ航揮ノ取得ニアルヲ以テ原油ノ横流レ、生産力ノ低下(農業會社ノ關係等ニ依ル)等阻害作用大ナルトキ、其ノ都度調整ニ勉ムルモ已ムヲ得サルトキハ生産ノ停止、燃料本部ヘノ接收等ノ手段ニ出ツルコトアルヘシ

6 航空兵器總局關係以外ノ軍需會社ノ實施シツ、アルモノモ前項ニ準シ之カ處理ニ勉ムルモノトス

航空部隊ノ松根油増産協力要領

一、方針

航空燃料ノ松根油ニ期待スル所頗ル大ニシテ之カ増産集荷精製ノ圓滑迅速ナル運営ノ要焦眉ノ急ナル現況ニ於テ航空部隊ハ作戰ニ支障ナキ限リ松根油生産各機關ニ對シ積極的ニ支援ス

二、要領

(一) 航空本部各航空軍師團ハ陸軍燃料本部(各地隷下部隊ヲ含ム)ノ現ニ實施シアル支援ヲ強化スル目的ヲ以テ東海、近畿、九州、新潟縣、長野縣、朝鮮、所在ノ隷下部隊ヲシテ所在地附近ニ於ケル農業會(朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府關係機關以下同シ)ニ協力セシムル爲協力地域ヲ定メ該地域及ヒソノ附近ニ於ケル松根油生産ヲ強力ニ援助スルモノトス
(二) 各部隊ハ陸軍燃料本部隷下部隊及ヒ所在農業會ト密接ニ連絡ノ上農業會自体ニ於テ實施シ得サル事項ニ關シ左記ノ如ク極力援助スルモノトス

左

記

1 輸送

松根運搬ノ爲適時兵力及ヒ部隊保有車輛ヲ利用セシムル他生成セル原油ノ輸送ニ方リテハ供用令ヲ施行ス

2 勞務

所要ニ應ジ乾溜釜据付乾溜作業ニ對シ兵力援助ヲ實施ス

3 容器

原油收荷ノ爲空樽、部隊保管ノ空「ドラム」罐中揮發油ニ使用ニ堪ヘ得サルモノト認メタルモノヲ提供ス

航空各部隊ハ集荷セル原油ヲ逐次陸軍燃料本部ノ連絡スル精製工場又ハ最寄航空補給廠出張所ニ送付スルモノトス。但シ後者ノ場

合ハ部隊現地自活品ト區分スルヲ要ス

航空補給所ハ到着セル原油ヲ陸軍燃料本部各隊下部隊ノ連絡スル

工場へ逐次發送スルト共ニ毎月盡日嗣ヲ以テ航空總軍及所在燃料

部ニ報告（通報）スルモノトス

各燃料部ハ航空部隊ニ依リ運搬セラレタルモノト農業會ノ運搬セラレタルモノトヲ區分シ燃料本部ニ報告スルモノトス

- (四) 航空各部隊ハ右協力實施ニ方リテハ陸軍燃料本部所要ニ應ジ軍管區司令部ニ密ニ連絡シ圓滑ニ實施スルモノトス
- (五) 航空各部隊長ハ努メテ農業會員村民等ト接シ航空トシテ松根油ニ期待スル所大ナル所以ヲ銘旃セシメ眞劍ニ本増産ニ努力セシムル如ク指導ス
- (六) 支援實施ニ要スル經費ハ關係各燃料部ニ於テ負擔ス
- (七) 關係航空總軍隸下部隊別表ノ如シ

別表

航空總軍線下部隊一覽表

通稱	通稱	號	所	在	地
燕第三〇〇〇一部隊			東京都北多摩郡武藏野町吉祥寺		
婦第一九五〇〇部隊			福岡市平尾喜多町縣立福岡高等女學校氣付		
東海第五〇一部隊			岐阜市加納町丸ノ内		
東部第五〇二部隊			埼玉縣石原町熊谷中學校内		
朝鮮第五〇三部隊			朝鮮京城府		
東部第一九〇二五部隊			都内牛込區市ヶ谷本村町		
明野陸軍飛行部隊			三重縣鈴鹿郡川崎村		
常陸			茨城縣那珂郡前渡村		
下志津			千葉市若松町		
銚田			栃木縣那須郡黒磯村		
落松			靜岡縣濱名郡吉野村		
宇都宮			栃木縣芳賀郡清原村		
三方原陸軍飛行隊			靜岡縣濱名郡三方原村		
東海第五八一部隊			三重縣鈴鹿郡		
東海第五一二部隊			三重縣松阪市		
陸軍航空通信學校			茨城縣茨城郡吉田村		
東京陸軍少年飛行兵學校			東京都北多摩郡稲村山		
大津			滋賀縣大津市別所町		
大分			大分縣大分市大字生石		
第一海軍飛行集團					
立川陸軍航空廠			東京都立川市		
各務原			岐阜縣稻葉郡蘇原村		
宇都宮			栃木縣芳賀郡清原村		
大阪			大阪府中河内郡大正村		
大刀洗			福岡縣三井郡大刀洗村		
平壤			朝鮮平壤府大同郡大同江面		
航空總軍飛行班					
輪部					
中部第一〇〇部隊			豐橋市大清水町		

航空本部總下部隊一覽表

名	稱	通稱	號	所	在	地
立川教導航空整備師團		立川陸軍航空整備學校		東京都西多摩郡龜生町		
航空士官學校				埼玉縣大岡郡豐岡町		
京城				京城府鐘路區清道町一八八		
福岡				福岡市大名町二二三		
大阪				大阪市東區法兼坂町一		
東京				東京都神田區內幸町一ノ一 <small>(臨時部內)</small>		
名古屋	監督班			名古屋市西區南外堀町六ノ一ノ二		
航空工廠				東京都北多摩郡昭和田		
多摩陸軍技術研究所				東京都北多摩郡谷保村大字國立產業大學專門部內		
第二				同	右	
第一陸軍航空技術研究所				東京都立川市		
大分				大分縣大分市大字生石		
大津				滋賀縣大津市別所町		
東京陸軍少年飛行兵學校				東京都北多摩郡村山村		
氣象	象部			東京都杉並區馬橋四丁目		
審	審部			東京都北多摩郡福生町		

1155

24

合計	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	和	奈	兵	大	京	滋	福	三	愛	靜	岐	石	宮	長	新	縣		
	兒	崎	阪	本	崎	賀	岡	山	良	備	阪	都	賀	井	重	知	岡	阜	川	山	野	瀨	別		
計	八九七	七一〇	一二六六	一五七五	七二一	四一〇	七四七	六三二	五七八	一七五八	四四五	九一〇	六三二	五六五	一一二一	五四九	九七七	八五五	九四二	二三六	七三二	一〇九五	生産割當		
合計	高	愛	香	德	山	廣	岡	島	島	山	神	東	千	埼	群	祈	茨	福	山	秋	宮	岩	青	縣	
	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	梨	用	京	葉	玉	馬	木	城	島	形	田	城	手	森	別	
計	二六五五〇	一二七五	一七二五	六五五	一〇二一	一九〇四	二三八九	一九二八	二〇三九	七五二	九六三	三七二	二一〇	一一四七	四七二	六九〇	一〇五四	一四七二	一九三〇	二〇〇八	六八七	八二二	一六一〇	八二五	B 生産割當
合計	一九八〇九	八九七	七一〇	一二六六	一五七五	七二一	四一〇	七四七	六三二	五七八	一七五八	四四五	九一〇	六三二	五六五	一一二一	五四九	九七七	八五五	九四二	二三六	七三二	一〇九五	生産割當	
合計	四六三	三五	五九																						

二八五九

別紙第九

昭和二十年度松根油生産実績及豫定（燃料油）

備考	計	内地							關東	區別	月期
		外地		計	北海道	九州	近畿	東海			
		滿洲	朝鮮								
一、八〇八實績其ノ他ハ豫定ナリ 二、本表ハ陸軍取得ノモノニテ海軍關係ハ含ミアラス 三、六月ノ生産低下ハ農林部ナリニ依ル	三六六〇	〇	一〇〇	三五六〇	五〇	九二〇	九八〇	七六〇	二五〇	四月	
	四三三〇	〇	一五〇	四一〇〇	一〇〇	一八〇〇	一二〇〇	八〇〇	五四〇	五月	
	四九五〇	〇	二五〇	三七〇〇	三〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	六月	
	六二〇〇	五〇〇	五〇〇	五二〇〇	四〇〇	一四〇〇	一七〇〇	一〇〇〇	七〇〇	七月	
	一七三〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	九七〇〇	四〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	一九〇〇	一四〇〇	八月	
	一四三〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇二〇〇	四〇〇	三二〇〇	三二〇〇	二二〇〇	一五〇〇	九月	
	三三三〇〇	六〇〇〇	七五〇〇	二五〇〇〇	一〇〇〇	六〇〇〇	七〇〇〇	四五〇〇	三三〇〇	第二四 半期	
	四六〇〇〇	七〇〇〇	九〇〇〇	三〇〇〇〇	二五〇〇	八〇〇〇	九〇〇〇	六五〇〇	四〇〇〇	第四四 半期	
	一七八六〇	三二二〇〇									

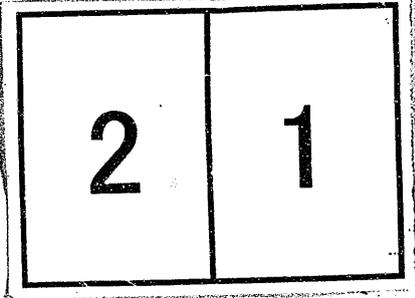
(單位 坪)

松根油關係燃料生産目標

(單位) 千

計	西 部		中 部		東 海		東 部		北 部		管 區 別	品 目	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	計							
	重 油	航 油	重 油	航 油	重 油	航 油	重 油	航 油	重 油	航 油														
二,九一〇	一,〇〇〇	九,九〇〇	三,四〇〇	六,六〇〇	二,三〇〇	六,六〇〇	二,三〇〇	四,二〇〇	一,四〇〇	一,八〇〇	六〇〇	第一・四半期	六六〇〇	二,一〇〇	一,九〇〇	六〇〇	二,三〇〇	一,六八一〇						
六六〇〇	二,一〇〇	一,九〇〇	六〇〇	一,七〇〇	五五〇	一,七〇〇	五五〇	九〇〇	三〇〇	四〇〇	一〇〇	第二・四半期	二,四〇〇	二,二〇〇	一,八八〇	六三〇	二,四〇〇	五,五〇〇						
七三〇〇	二,四〇〇	二,二〇〇	六九〇	一,八八〇	六三〇	一,九〇〇	六四〇	九六〇	三二〇	四六〇	一,二〇	第三・四半期	七三〇〇	二,四〇〇	一,八八〇	六三〇	二,四〇〇	五,五〇〇						
一,六八一〇	五,五〇〇	四,九九〇	一,六三〇	四,二四〇	一,四一〇	四,二六〇	一,四二〇	二,二八〇	七六〇	一,〇四〇	二,八〇	計	一,六八一〇	五,五〇〇	四,九九〇	一,六三〇	四,二四〇	一,四一〇	四,二六〇	一,四二〇	二,二八〇	七六〇	一,〇四〇	二,八〇

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3 版以上のため
文書等名	陸軍燃料本部隷下部隊一覧表
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

陸軍燃料本部 燃料一覽表

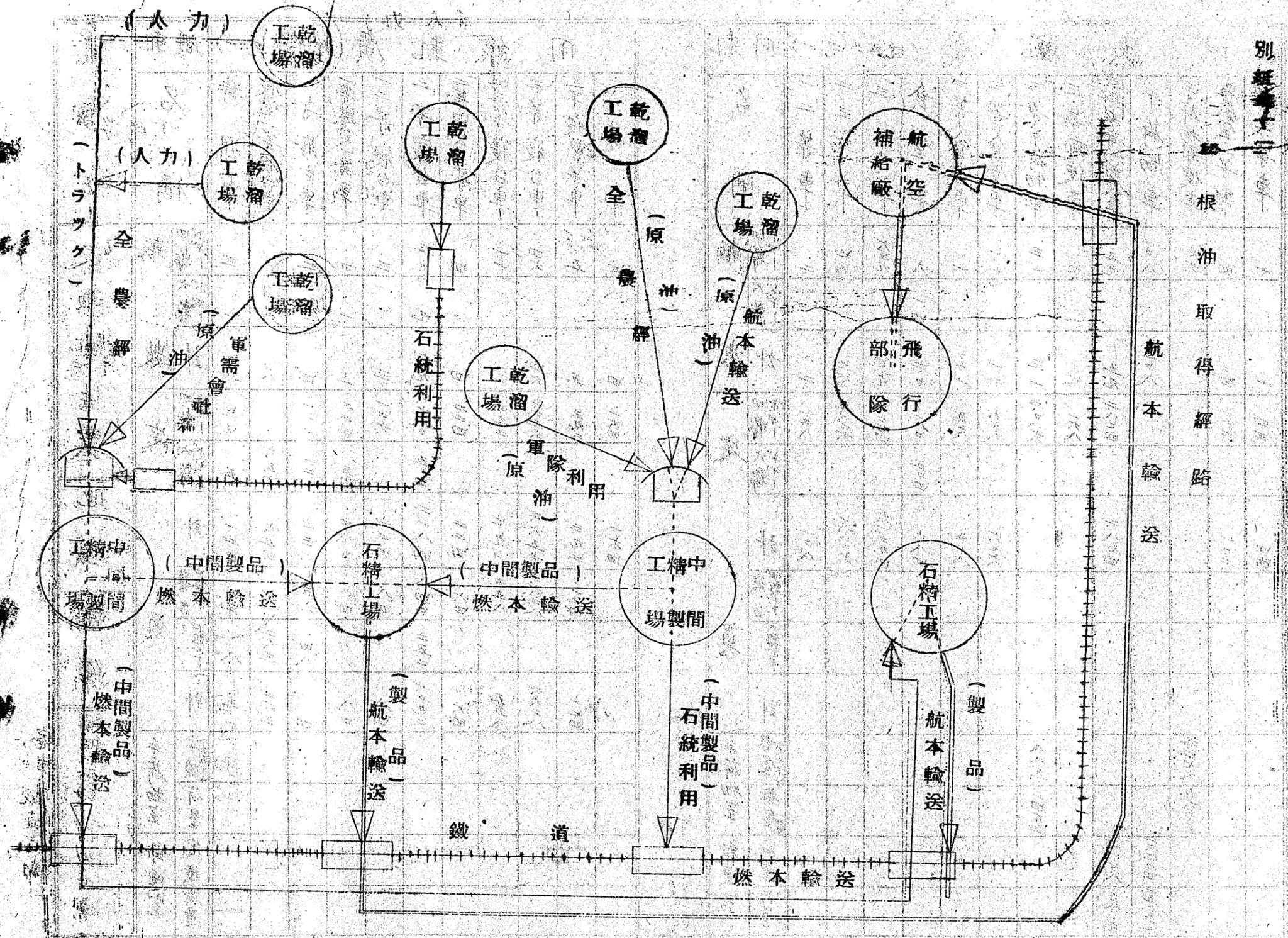
名		種		住		所	
岩國	陸軍燃料廠	山口縣岩國市	裝束				
四平	陸軍燃料廠	滿洲國四平市	滿洲第一二八部隊				
札幌	陸軍燃料部	北海道札幌市南二條西九丁目	土屋ビル内				
仙台	陸軍燃料部	宮城縣仙台市南六軒町	仙台工業專門學校内				
東京	陸軍燃料部	東京都澁谷區千駄ヶ谷	四ノ六八八				
名古屋	陸軍燃料部	名古屋市中區廣小路	西通一ノ一、三井生命内				
大阪	陸軍燃料部	大阪市北區中ノ島	三ノ五、玉井ビル内				
福岡	陸軍燃料部	福岡縣福岡市千代田町	一四市立第一高女内				
京城	陸軍燃料部	朝鮮京城府龍山區青葉町	二ノ山ノ二淑明女子專門學校内				
坂出	陸軍燃料部	香川縣坂出市	坂出町				
防府	陸軍燃料部	山口縣防府市	大字佐波令一〇〇				
大三島	陸軍燃料部	愛媛縣越知郡	越知郡盛口村				
境	陸軍燃料部	鳥取縣西伯郡	境町大正町一三三				
濱田	陸軍燃料部	島根縣濱田市					
茨城	陸軍燃料部	山口縣	萩市				
新京	陸軍燃料部	滿洲國新京市	關東軍司令部參謀部氣付				
吉林	陸軍燃料部	滿洲國吉林省					
哈爾濱	陸軍燃料部	滿洲國哈爾濱市					
撫順	陸軍燃料部	滿洲國撫順市					
奉天	陸軍燃料部	滿洲國奉天市	朝旭區揚武街一段六二				
大連	陸軍燃料部	滿洲國大連市	港區海橋ビル内				
豊原	陸軍燃料部	樺太豊原市	大通北三丁目九				
北見	陸軍燃料部	北海道北見市					
小樽	陸軍燃料部	北海道小樽市					
函館	陸軍燃料部	北海道函館市					
室蘭	陸軍燃料部	北海道室蘭市					
秋田	陸軍燃料部	秋田縣秋田市					
秋田	陸軍燃料部	秋田縣秋田市					
福島	陸軍燃料部	福島縣郡山市					
山形	陸軍燃料部	山形縣酒田市	本町五ノ二七				
静岡	陸軍燃料部	静岡縣清水市					
伏木	陸軍燃料部	富山縣高岡市	伏木新町				

名		種		住		所	
和歌山	陸軍燃料部	和歌山縣和歌山市					
和歌山	陸軍燃料部	和歌山縣和歌山市					
京都	陸軍燃料部	京都府西條郡	松陰町七三				
兵庫	陸軍燃料部	兵庫縣神戸市	新港町相互館内				
兵庫	陸軍燃料部	兵庫縣尼崎市					
福岡	陸軍燃料部	福岡縣門司市	大里				

1160 1159

28

岩		四		札		仙		東		名		大		京		福		大		仙		陸		陸		陸		陸		陸		陸		陸		陸				
部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠	部	廠			
山口縣岩手市	山口縣岩手市	滿洲國四平市	滿洲國四平市	北海道札幌市	北海道札幌市	宮城縣仙台市	宮城縣仙台市	東京都	東京都	名古屋市	名古屋市	大阪市	大阪市	京城	京城	福岡縣	福岡縣	大分縣	大分縣	和歌山縣																				
山口縣岩手市	山口縣岩手市	滿洲國四平市	滿洲國四平市	北海道札幌市	北海道札幌市	宮城縣仙台市	宮城縣仙台市	東京都	東京都	名古屋市	名古屋市	大阪市	大阪市	京城	京城	福岡縣	福岡縣	大分縣	大分縣	和歌山縣																				
山口縣岩手市	山口縣岩手市	滿洲國四平市	滿洲國四平市	北海道札幌市	北海道札幌市	宮城縣仙台市	宮城縣仙台市	東京都	東京都	名古屋市	名古屋市	大阪市	大阪市	京城	京城	福岡縣	福岡縣	大分縣	大分縣	和歌山縣																				



1163

1162

30

松根油用容器充當計畫

備考	計合	鮮朝	州九	畿近	海東	東關	海北	地區計畫		參考
								分區	所定數量	
一、鐵「ドラム」ハ殆下中品ナリ 二、代用「ドラム」ハ需本式、非工式ナリ 三、各地區容器整備状況ヲ勘案シ本部ニ於テ調整ス 四、朝鮮地區東キ不足ナルニ付別途計畫中	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	第一次國家計畫	第一次	所定數量
	7000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	第二次國家計畫	第二次	所定數量
		10000	10000	10000	10000	10000	10000	第三次國家計畫	第三次	所定數量
	20000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	第四次國家計畫	第四次	所定數量
	30000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	第五次國家計畫	第五次	所定數量
	20000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	第六次國家計畫	第六次	所定數量
	20000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	第七次國家計畫	第七次	所定數量
	20000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	第八次國家計畫	第八次	所定數量
	20000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	第九次國家計畫	第九次	所定數量
		酒 鐵 下 樽 樽								

別紙第十五

松根油精製ニ使用スル石精工一覽表

工場名	所在地	處理方式	收率	昭石		日石(關西)	大日本紡(坂越)
				新瀉	關房		
日本油化	東京都芝區田村町四ノ七(本社)	高壓水添	一五%	接觸蒸溜	同	接觸改質	一三%
東西燃料(清水)	靜岡縣庵原郡袖師村横砂領一九〇〇	接觸蒸溜	九%	同	同	接觸改質	一二%
	新瀉市沼垂九一四	同	九%	同	同	接觸改質	一二%
	新瀉市關房大川前一〇九八	同	九%	同	同	接觸改質	一二%
	兵庫縣武庫郡大庄村	接觸改質	一二%	接觸改質	接觸改質	接觸改質	一二%
	兵庫縣赤穂郡坂越町坂越三二九	水添改質	一三%	水添改質	水添改質	水添改質	一三%

松根油精製工場一覽表

地區	府	縣	工場名	所在地
東	青	森	笹木化學工業所	青森縣上北郡甲地村乙共驛前
			日興油化學工業所	岩手縣東盤井郡摺澤町
			日本航空資材工業株式會社	膽澤郡衣川村字下衣川
			藤田化學工業所	西盤井郡花泉驛前
			大東亞化學工業株式會社	宮城縣宮城郡松島町松島驛前
			昭和樹脂藥品興業株式會社	廣瀨村下愛子八
			秋田テレビン工業所	秋田縣平鹿郡橫手町五一
			置賜樹脂精製株式會社	山形縣米澤市門東町三〇〇五
			赤塚化學工業株式會社	茨城縣東茨城郡河和田村
			關東松精油株式會社	宇都宮市池土町
北	山	形	日本油脂株式會社那須工業所	栃木縣那須郡高林村
			興亞産業	浦和市北浦和町五ノ一二
			丸善化學工業株式會社	大字原山新田
			東亞科學工業所	千葉縣山武郡日向村權崎一八一
			西都化學工業株式會社	大綱一〇
			伊藤製油所	向島區寺島町三ノ一四
			大正テレビン工業株式會社	浦田區本浦田四丁目
			高砂化學工業株式會社	王子區王子二ノ四六
			東洋化學株式會社	橫濱市神奈川區西寺尾町八二九
			東邦化學工業所	
東	神	奈	旭樹脂工業	
			久友化學工業	
			大谷樹脂製造所	新潟縣中蒲原郡新津町
新	潟		長岡化學工業所	長岡市外宮内町

其ノニ裏面

部		中		海		東		部		東		區分																																																			
京	都	滋	賀	福	井	三	重	愛	知	靜	岡	岐	阜	石	川	信	和	化	學	工	業	所	名	所	在	地																																					
※	報國化學工業日光工場	※	室谷製油所	※	北川樹脂化學工業所	※	西村長松製油所	※	不二化學製油合資會社	※	日本有機化學工業株式會社	※	東亞樹脂株式會社	※	日本樹脂化學工業株式會社	※	東亞油化學工業株式會社	※	豐和化學工業所	※	三育社	※	濱松化學工業所	※	靜岡松根化學工業所	※	日本油脂金山工場	※	東京精油工業所	※	三和化學製油所	※	天榮堂化學工業株式會社	※	山一化學工業所	※	信和化學工業所	※	下伊那樹膠研究所	※	北原製油所	※	北川木材乾溜所	※	松本化學工業所	※	長野油レジン工業所	※	光亞精油株式會社	※	東油脂化學工業所	※	藤倉化學工業所	※	日本製油株式會社	※	山梨	工	場	名	所	在	地
	京都府熊野湊村葛野		蒲生郡北比奈佐村		甲賀郡大野村		福井市外取ノ島新町		福井市本田町		三重縣南牟田郡右井町		名古屋市中川區湯坂町一ノ二五		豐橋市北島町字北島二二五		靜岡縣清水市外袖師村		濱松市助信町		沼津市大岡一五三		益田郡下原村		益田郡園府村字箕輪		益田下原村大船渡		高山		金澤市材木町三丁目		北伊那郡伊那高村		飯田市大字上飯田		伊那町二條橋東		松本市外波田村		松本市豊田町		長野縣下市郡神津村		甲府市水門町		北巨摩郡菅原村關ヶ原		東八代郡右和町市村		山梨	工	場	名	所	在	地						

部		中	
京都	※藥興社	京都府右京區西京極大門町二五	
大阪	※丸五産業合資會社	相樂郡西和東村	
大阪	※丸本化學製油所	大阪市西成區橋通九ノ七	
大阪	大阪合同株式會社	大阪市東淀川區島頭町三九	
大阪	青木化學工業株式會社	大阪市西淀川區佃町一〇八九ノ一	
大阪	※日本人造石油株式會社		
大阪	※日東化學製油所	豐能郡宇內町庄本	
大阪	關西特殊油脂製藥所	大阪市東淀川區三津岸南通四ノ二	
大阪	大阪醫藥株式會社		
大阪	※アムニ化學工業株式會社	大阪市東河內郡八尾町	
大阪	荒川樹脂	大阪市城東區今福南五丁目三二	
大阪	日本化學油脂株式會社	大阪市西淀川區佃町四ノ五三五	
大阪	國分樹脂	南河內郡國分町字國分	
大阪	日本油脂三國塗料工場	東淀川區新高北通	
大阪	朝日油化學株式會社	堺市玉川町一	
大阪	日本油脂平野工場	中河內郡加美村	
大阪	太鳴化學製油所	堺市來宮通一ノ二	
大阪	浪速正樹脂化學合資會社	大阪市大正區三軒家市場通二ノ一	
大阪	堺東樹脂工業所	大阪市東區平野町二ノ一	
大阪	※杯南油化學株式會社	大阪市東淀川區三國町二二三三	
兵庫	日本化學		
兵庫	畑田製油所	神戸市林田區五番町	
兵庫	※日本有機工業株式會社	神戸市葦谷區脇濱町	
兵庫	石川化學工業所		
兵庫	關西油脂工業株式會社	加古郡二見町裏二見	
兵庫	神東塗料	尼ヶ崎尾濱字國廣	
兵庫	※共立化學工業所	城崎郡五莊村	
和歌山	※林産化學工業	和歌山縣九度山町八郷	
和歌山	日本有機化學工業	和歌山縣宇須一九〇	

其ノ四裏面

部		中	
奈良	大和化成工業	坂本清一郎	西伯郡光得村西坪
鳥取	下田工業所		西伯郡光得村西坪
	大正油脂工業株式會社		米子市灘町三丁目
	大山化學工業株式會社		西伯郡巖村
島根	日本軍需工業株式會社		東伯郡八橋町
岡山	岡山合同油脂精製有限株式會社		小田郡笠岡町西本町
廣島	三上商社		佐伯郡二十日市町
	大成工業株式會社		安藝郡府中村茂蔭
	安原松根油精製工場		深安郡加法村法成寺
	朝日樹脂工業株式會社		三原市官浦町
	日本活性工業所		豐田郡鷺浦村
	日本林産化學株式會社		豐田郡内町
	淺井製油所		豐田郡庄原町
	増田樹脂油化學製油所		安佐郡山科町
山口	川源油脂工業所		豐田郡川源村
	日本タイヤ株式會社製油所		萩市東萩驛前
	健生堂樹脂化學工業所		防府市仁井令
徳島	山崎化學工業所		玖珂郡玖珂町
	鳴門樹脂工業所		名西郡廣野村
	日本樹脂化學工業所		三好郡晝間村字西内
	徳島化學製油所		徳島市田字町八八二
	四國樹脂工業所		麻植郡西尾村飯尾
香川	美馬樹脂工業所		徳島市佐古町一六ノ七
	大同化學製油所		高松市西間町
愛媛	南海化學工業株式會社		松山市小坂町一九一
	宇和島松相		宇和島市朝日町三〇八
	愛媛化學製油		今治市金星町五ノ二三七

其ノ五

西 部		中 部					區分府							
宮 崎	大 分	熊 本	長 崎	福 岡	高 知	愛 媛	縣							
※興亞樹脂	※興亞樹脂	※興南化學工業所	三菱電機株式會社	※大橋化學研究所	※邦陽化學製油所	大和化學	高知樹脂化學工業所	東亞製油株式會社	濱井化學製油所	日本石油有限公司	野村製油所	四國林産工業所	工場名	
川内市郷陵下町三丁目	大分縣高橋町	大分市勢家二一七九	熊本市花園町杉友八〇	長崎市平戸小屋町一二二	門司市大里本町二ノ三四七七	福岡市西野粕花見町三四二	高岡郡久禮町岸之下	高知市播屋町六六	今治市大字日吉	字和島市朝日町三〇八	北宇和郡松丸町	東宇和郡野村町	南宇和郡城邊村	所 在 地

※印ハ陸軍利用松根油精製工場ヲ示ス

鐘紡防府工場 遊休地金類及其他一覽表 担任部隊陸軍燃料廠

照合番号	品名	寸法	数量(延)	指	要
	瓦斯管	12吋	38尺		
	"	10"	42尺		
	"	7"	28尺		
	"	8"	16尺		
	引換鋼管	3/8"	106(延)		
	"	3/4"	3900		
	"	1/2"	306		
	"	1/2"	476		
	伸鋼品	真鍮六角棒 3/8吋	6		
	"	" 1/2"	5		
	"	" 5/8"	3		
	"	真鍮丸棒 1/2"	41		
	"	" 3/4"	20		
	"	" 1"	24		
	"	" 1 1/4"	56		
	"	" 1 1/2"	42		
	"	" 1 3/4"	126		
	"	真鍮四角棒 3/4"	20		
	"	真鍮板 1/16"	16		
	"	" 1/8"	72		
	"	" 1402	5		
	4-1	2002	207		
	16吋	16吋	71		
	"	1/8吋	6		
	"	1/4吋	15		
	"	3/8吋	32		
	"	真鍮管 3/8吋	374尺		
	"	" 1/2"	49"		
	"	" 1"	6"		
	"	" 1 1/2"	6"		

石油精製工場ニ依ル松根油精製工場建設計畫

府設 縣別	要新設能力	移設・建設ノ設備名	完成期日	擔當會社	摘
長野	六三六〇年	大協石油新瀉工場ヨリ 單獨備八年 六基	七月末	大協石油	現場建設 送体 東京燃料部擔任
石川	四六〇五年	大協石油新瀉工場ヨリ ヘツクマン 單獨備七 年 一基 二基	七月末	大協石油	現場建設 送体 東京燃料部擔任
愛知	二四三〇年	東燃清水工場ヨリ ゴム潤備二〇年 二基	八月中旬	東亞燃料	現場建設 送体 名燃擔任
岐阜	三四二〇年	大協石油四日市工場ヨリ 單獨備八年 二基	七月末	大協石油	現場建設 送体 名燃擔任
滋賀	二七三〇年	大協石油四日市工場ヨリ 液壓備九年 二基	八月中旬	大協石油	現場建設 送体 名燃擔任
京都	四六四〇年	大協石油四日市工場ヨリ 單獨備六年乃至四年 五基	七月末	大協石油	現場建設 送体 名燃擔任
和歌山	三〇一五年	東燃清水工場ヨリ ゴム潤備三〇年 二基	八月中旬	東亞燃料	現場建設 送体 名燃擔任
宮崎	三七二〇年	三菱石油宮崎製油所ヲ 利用シテ建設	七月末	三菱石油	現場建設 送体 名燃擔任
北海道 石狩	一	丸華石油大阪工場ヨリ ヘツクマン 一基	七月末	丸華石油	現場建設 送体 名燃擔任

註 一、移設設備ハ右ノ外附帶設備ヲ含ムモノトシテ状況ニ應ジ若干ノ變更ハ差支ナキモノトス
二、簡易接觸分解ノ新設ヲ考慮ス

別紙第一八

三〇林第一四三四號

昭和二十年四月二十一日

殿

農 商 次 官

松脂緊急増産ニ關スル件

液体燃料確保ノ要急迫セル現況ニ鑑ミ本年三月十六日閣議ニ於テ松根油
 擴充増産計畫ニ呼應シ松脂ニ付テモ之カ飛躍的増産ヲ期シ以テ航空機用
 燃料確保ニ資スルコト、決定相成候處一般關係省ト協議ノ結果別紙要項
 ニ依リ之カ増産對策措置ヲ實施スルコトト相成候條貴管内松立林ヲ徹底
 的ニ採取對象トシテ利用スルト共ニ既存採取業者ノ最高度ノ能率高揚ト
 農山村民ノ協力指導ニ依リ本増産計畫ノ完遂ニ努メラレ度

AS11

1173

27

備前縣へ都府へ對シテ昭和二十年度左記數量ノ生産供出ヲ割當致候ニ
付テ尙割當數量ノ確保ニ付方遺憾ナキヲ期セラレ度依命此及通牒候地
ニ追而昨午十一月十九日第九一〇一號山林局長通牒ニ依ル生産割當
額存分依テ改定相成候條右爲念申添候

昭和二十一年十一月十九日

備前縣へ都府へ對シテ昭和二十年度左記數量ノ生産供出ヲ割當致候ニ
付テ尙割當數量ノ確保ニ付方遺憾ナキヲ期セラレ度依命此及通牒候地
ニ追而昨午十一月十九日第九一〇一號山林局長通牒ニ依ル生産割當
額存分依テ改定相成候條右爲念申添候

備前縣へ都府へ對シテ昭和二十年度左記數量ノ生産供出ヲ割當致候ニ
付テ尙割當數量ノ確保ニ付方遺憾ナキヲ期セラレ度依命此及通牒候地
ニ追而昨午十一月十九日第九一〇一號山林局長通牒ニ依ル生産割當
額存分依テ改定相成候條右爲念申添候

昭和二十一年十一月十九日

8711

1174

生松脂緊急増産対策措置要項

二、目 標

昭和二十年度ノ生産量ヲ一萬噸トス
左ノ措置ヲ講スルコト

- 1 生松脂ノ生産蒐荷ノ實行者ハ系統森林組合トシ生産蒐荷ノ確保ニ付テハ既存企業者ノ積極的協力ニ俟ツコト
- 2 生松脂ノ生産ニ必要ナル勞務ニ關シテハ從來ノ採取者ヲ林業要員トシテ指定シ其ノ能率ヲ最高度ニ昂揚セシメ且之カ確保ヲ圖ルト共ニ農山村ニ於ケル非農家、學童、婦女子ノ勞力ヲ動員スルコト
- 3 採取ニ必要ナル資材（鉋、鋸、皮鋸、鉋、溝、半田等）ノ確保ニ付テハ軍ニ於テ之カ現物化ニ努ムルコト
- 4 生松脂ノ生産技術ニ關スル講習ノ最底化ヲ圖ルコト
- 5 容器（五ガロン罐等）ノ適確ナル確保ヲ期スルコト
- 6 生松脂ノ輸送ニ付テハ軍事輸送トスルコト
- 7 生松脂ノ價格ニ付テハ之カ増産ニ寄與スル如ク其ノ適正ヲ期スルコト
- 8 本要項實施ノ爲必要ナル豫算的措置ヲ講スルコト